

京都市教育長訓令甲第4号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

第2条第3号中「電子計算機処理（京都市個人情報保護条例第2条第5号に規定する電子計算機処理をいう。以下同じ。）」を「電子計算機に入力するための情報（既に入力された情報の編集、加工、修正、更新、検索又は消去）」に改め、「の情報」の右に「を含む。」を加え、「電子計算機処理により」を「電子計算機から」に改める。

第12条の見出しを「（情報セキュリティ対策支援員）」に改め、同条中「情報化推進支援員」を「情報セキュリティ対策支援員」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部学校事務支援室）